

相続でお悩みの方へ

相続に関するお悩みは、私たちにお任せ下さい！

相続の専門家が、あなたの相続問題を解決いたします

1 相続が発生したら？

相続税申告は、税理士1人につき年間1件の申告件数にも満たないという実情をご存知でしょうか。医者には外科や内科といった専門分野がありますように、税理士にもそれぞれ専門分野がございます。相続税申告は、多くの経験を持つ当社にお任せください。

また、相続税申告が必要でない方も遺産分割や財産の名義変更といった相続手続きがございます。税理士法人TACT高井法博会計事務所をはじめとするTACTグループでは、数多くある相続手続きの中からお客様にとって必要な手順をお示しして、早期相続手続き完了のお手伝いをさせていただきます。

2 将来の相続をどうしよう・・・

今後の税制改正により、相続税について心配なかった方についても相続税がかかる可能性が出てきます。万が一の時になってあわてて対策を取ろうとしても良い効果が得られません。また、もめ事にならないための「争族防止対策」は相続対策（相続税対策、納税資金対策、争族防止対策）において最優先に行うべきことであります。

TACTグループでは、数多くある相続対策の中からお客様にとって必要かつ有効な対策を提案させていただき、相続対策実行のお手伝いをさせていただきます。

3 相続税を払いすぎていませんか？

すでに相続税申告を行い、相続税を納められた方（相続財産のうちに土地を多く占めている方で、相続が発生してから概ね5年以内の方が対象となります）には、相続税の還付申告をご提案いたします。

土地の評価額は、評価を行う税理士によって異なります。TACTグループでは、土地の評価に特化した専門家集団が、あなたの相続税申告書をもとに相続税還付の可能性を無料診断させていただきます。

E-Mail info@tact-group.com

資産税課（廣瀬・大塚・山本）